

# 官報

号外 昭和四十八年五月三十一日

## 第七十一回 衆議院會議録 第三十九号

昭和四十八年五月三十一日(木曜日)

議事日程 第三十五号

昭和四十八年五月三十一日  
午後二時開議

- 第一 昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
- 昭和四十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
- 昭和四十六年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び経費増額調書
- 昭和四十六年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)
- 昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
- 昭和四十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
- 昭和四十七年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(承諾を求めめるの件)

(承諾を求めめるの件)

○本日の會議に付した案件

- 第三 昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書
- 第四 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案(内閣提出)
- 第五 中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 地価公示法の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 第一 昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
- 昭和四十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
- 昭和四十六年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び経費増額調書
- 昭和四十六年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(承諾を求めめるの件)

第二 備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十七年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(承諾を求めめるの件)

- 日程第三 昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書
- 日程第四 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案(内閣提出)
- 日程第五 中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第六 地価公示法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

- 第一 昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
- 昭和四十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
- 昭和四十六年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び経費増額調書
- 昭和四十六年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)
- 昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
- 昭和四十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
- 昭和四十七年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(承諾を求めめるの件)

日程第三 昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書

○議長(前尾繁三郎君)

日程第一、昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)外三件(承諾を求めめるの件)、日程第二、昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外二件(承諾を求めめるの件)、日程第三、昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書、右八件を一括して議

昭和四十八年五月三十一日 衆議院會議録第三十九号

昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)外七件 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案外一案

九二八

委員長の報告を求めます。決算委員会理事綿貫民輔君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔綿貫民輔君登壇〕

○綿貫民輔君 たいだいま議題となりました昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)外三件、昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外二件の事後承諾を求めるの件、並びに昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書について、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、予備費等の各件について御説明いたします。これらの各件は、財政法の規定に基づき、予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。そのうち、昭和四十六年度分は、昭和四十七年一月から三月までの間において使用が決定されたもので、一般会計予備費は、臨時繊維産業特別対策に必要な経費等四十件で、その金額は四百四十五億円余であり、特別会計予備費は、失業保険特別会計における失業保険給付金の不足を補うために必要な経費等十二特別会計の十四件で、その金額は五百三億円余であります。

また、昭和四十七年度分は、昭和四十七年四月から十二月までの間において使用が決定されたものであり、一般会計予備費は、河川等災害復旧事業等に必要な経費等六十二件で、その金額は六百十七億円余であり、特別会計予備費は、食糧管理特別会計国内米管理勘定における指定銘柄米奨励金及び自主流通米流通促進奨励金の交付に必要な経費等七特別会計の十二件で、その金額は三百五十四億円余であります。委員におきましては、昨年十二月二十五日に

昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)外三件、本年二月九日に昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)外二件の付託を受け、四月十二日大蔵省当局より説明を聴取、五月十日質疑を終了し、翌十一日討論に入りましたところ、自由民主党を代表して綿貫民輔君は承諾に賛成、日本社会党を代表して芳賀貢君、公明党を代表して坂井弘一君の両君は反対、日本共産党・革新共同を代表して庄司幸助君は昭和四十六年度特別会計予備費一件を除き反対の意見を述べられました。

次に、昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書について御説明申し上げます。昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書は、昭和四十六年発生河川等災害復旧事業費補助等八件につき、百四十九億円の範囲内で国の債務を負担する行為をすることとしたものであります。委員会におきましては、昨年十二月二十五日に本件の付託を受け、本年四月十二日大蔵省当局より説明を聴取、五月十日質疑を終了し、翌十一日採決の結果、本件は全会一致をもって異議がないと議決した次第であります。

詳細につきましては、会議録によって御承知願いたいと存じます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一及び第二の七件を一括して採決いたします。七件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、七件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。次に、日程第三につき採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第五 中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案、日程第五、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十八年二月十七日 内閣総理大臣 田中 角榮

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

第一条 この法律は、アフリカ開発基金(以下「基金」という。)に参加するために必要な措置を講じ、及びアフリカ開発基金を設立する協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資額) 第二条 政府は、基金に対し、協定第一条に規定する計算単位による千五百万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

(国債による出資等) 第三条 政府は、前条の規定により基金に出資する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)第十條第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「アフリカ開発基金」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定) 第四条 日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七條(業務)の規定にかかわらず、協定第三十三條の規定による基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行なうものとする。

附則 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第九号中「及びアジア開発銀行」を「、アジア開発銀行及びアフリカ開発基金」に改める。

理由 アフリカ開発基金への参加に伴い、同基金に対する出資の額及びその方法等について所要の規定

を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

昭和四十八年二月二十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律

(相互銀行法の一部改正)

第一条 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第四号中「内閣府管取引」を「為替取引」に改め、同条第四項を削る。

第十条中「百分の十」を「百分の二十」に改める。

第二十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

(信用金庫法の一部改正)

第二条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「一億円」を「二億円」に改める。

第三十二条第四項ただし書中「五分の一」を「三分の一」に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。

2 信用金庫連合会は、前項各号に規定する業務のほか、次の業務及びこれに附随する業務をあわせ行なうことができる。

一 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人(次号において「国等」という。)の預金の受入れ

二 会員以外の者(国等を除く。)の預金の受入れ

入れ

三 会員以外の者に対する資金の貸付け

四 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱

五 国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理

第五十四条に次の二項を加える。

3 信用金庫連合会は、前項第二号及び第三号に規定する業務を行なうときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 前条第四項の規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同項中「第一項第五号」とあるのは、「第五十四条第二項第四号」と読み替えるものとする。

第九十一条第十四号中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第四号中「金融機関」を「国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者」に改め、同項第七号中「法人」の下に「以下この項において「国等」という。」を加え、同項第八号中「親族の下に」(以下この項において「配偶者等」という。))を加え、同項第九号中「前二号の法人又は個人を」国等又は配偶者等に改め、同号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 組員以外の者(国等及び配偶者等を除く。)の預金又は定期積金の受入れ

第九条の八第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 信用協同組合の前項第九号の事業に係る預金及び定期積金の合計額は、当該信用協同組合の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額をこえてはならない。

第九条の九第五項中「第九号」を「第十号」に改

める。

第百五十五条中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 第九条の八第三項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「都道府県知事」の下に「(前条において準用する銀行法(次条及び第九条において「銀行法」という。))第二十一条の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、大蔵大臣が必要があると認める場合には、大蔵大臣及び都道府県知事」を加える。

第八条第二号中「第六条において準用する銀行法(以下本条及び第九条中「銀行法」という。))」を「銀行法」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における中小企業の状況に即応して中小企業金融制度の整備改善を図るため、相互銀行、信用金庫連合会及び信用協同組合の業務又は事業の範囲を拡充するほか、信用金庫の会員資格の要件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長嶋田宗一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔嶋田宗一君登壇〕

○嶋田宗一君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

アフリカ諸国は、一九六四年にアフリカ開発銀行を設立いたしました。同銀行は、通常の貸し付け条件による融資を行なっておりますので、緩和された条件による融資を必要とする国に対する融資活動にはおのずから制約があり、このため、新たに先進国の参加を得て、アフリカ開発基金が設立されることとなったのであります。

この基金は、既存のアフリカ開発銀行の活動を援助し、緩和された条件による融資を行なうことにより、アフリカ諸国の経済的、社会的開発に貢献しようというもので、わが国としては、本基金への参加が、アフリカ諸国とわが国との間の友好関係の増進に大きく寄与するとの見地から、基金設立当初からこれに参加するとの方針のもとに、本基金の設立協定に署名を行なっているのであります。

次に、この法律案のおもなる内容を申し上げますと、まず、政府は、同基金に対し、協定に規定する計算単位による千五百万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができるといたしております。

次に、基金への出資は、協定により国債の交付によつて行なうことが認められておりますので、この国債の発行権限を政府に付与するとともに、その発行条件、償還等に関して必要な事項を定めております。

なお、基金が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として、日本銀行を指定することといたしております。

また、基金への出資に伴う予算措置として、昭和四十八年度国債整理基金特別会計予算において十五億四千万円を計上しております。

昭和四十八年五月三十一日 衆議院會議録第三十九号 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案外一案 地価公示法の一部を改正する法律案

本案は、審査の結果、去る四月二十五日質疑を終了し、五月十一日討論を行ないましたところ、日本社会党及び公明党を代表して塚田庄平君、日本共産党・革新共同を代表して増本一彦君より、それぞれ反対の意見が述べられました。続いて採決いたしましたところ、本法案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近における中小企業の業務の国際化の進展、労働力不足に対処する中小企業の資本準備率の上昇、さらには金融サービスに対する社会的要請の多様化など、情勢の変化は著しいものがあります。これに対処いたしましたして、相互銀行、信用金庫及び信用協同組合の諸制度につきまして、それぞれ法律に所要の改正を行なうとするものでありまして、この法案のおもな内容は、次のとおりであります。

まず第一は、相互銀行法の改正であります。相互銀行も外国為替取引を行なうことができるようにするとともに、相互銀行の同一人に対する融資限度をその銀行の自己資本の額の百分の十に相当する金額から百分の二十に相当する金額とすることによって、取引者の需要に応ずることとしております。

第二は、信用金庫法の改正であります。まず、信用金庫の会員資格のうち、資本または出資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現行の一億円から二億円に引き上げることとしております。

このほか、信用金庫連合会の業務に、会員である信用金庫以外の者からの預金の受け入れ、有価証券の払い込み金の受け入れ等の取り扱い及び公庫等の業務の代理を加えることにより、信用金庫の取引者に対する金融サービスの拡充に資することともに、同連合会の専任役員の数をやすこととして

しております。

第三に、信用協同組合につきましては、中小企業等協同組合法を改正し、信用協同組合等が行なうことができる業務の代理の範囲を拡大して、組合員等の利便に資することとしております。また、信用協同組合が、組合員の資金需要に資するため、その組合の預金及び定期積金の総額の百分の二十を限度として、員外預金を受け入れることができることとしたしております。

また、これに伴い、協同組合による金融事業に関する法律を改正し、都道府県知事からの要請があった場合には、大蔵大臣も信用協同組合の検査を行なうことができることとしたしております。

本案は、審査の結果、五月三十日質疑を終了し、討論を行ないましたところ、日本共産党・革新共同を代表して増本一彦君より反対の意見が述べられました。続いて採決いたしましたところ、本法案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 地価公示法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第六、地価公示法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地価公示法の一部を改正する法律案

右 内閣に提出する。

昭和四十八年三月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の下に」・「第一条の二」を加える。

第一条中「地域を」地域等」に改め、第一章同条の次に次の一条を加える。

(土地の取引を行なう者の責務)

第一条の二 都市及びその周辺の地域等において、土地の取引を行なう者は、取引の対象土地に類似する利用価値を有すると認められる標準地について公示された価格を指標として取引を行なうよう努めなければならない。

第二条第一項中「市街化区域を」都市計画区域」に、「第七条第一項の規定による」を「第四条第二項に規定する」に改める。

第八条から第十条までの規定中「市街化区域」を「都市計画区域」に改める。

附則第二項の前の見出し及び同項を削り、附則第三項に見出しとして「最初に行なう地価の公示の特例」を附し、同項を附則第二項とし、附則第四項から附則第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行後最初に行なう地価公示法第

六条の規定による地価の公示は、この法律の施行後一年以内にするものとする。

理由

最近における土地の取引の実情にかんがみ、地価の公示を行なう区域を市街化区域から都市計画区域に拡大するとともに、土地の取引を行なう者の責務について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長服部安司君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔服部安司君登壇〕

○服部安司君 ただいま議題となりました地価公示法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近、土地に対する投機的取引が活発化し、また、適正価格を上回る取引が多く見られ、しかも、その傾向が市街化区域にとどまらず、全国の都市及びその周辺地域等において見られる状況となっているのにかんがみ、地価公示の対象区域を市街化区域から都市計画区域に拡大するとともに、土地の取引を行なう者の責任を明確にし、都市及びその周辺の地域等において土地の取引を行なう者は、公示価格を指標として取引を行なうよう努めなければならないこととして行なうのであります。

本案は、去る三月二十日日本委員会に付託され、同二十七日提案理由の説明を聴取、以来、慎重に審議を進めてきたのであります。五月三十日質疑を終了、次いで、本案に対し、日本社会党福岡義登君より、地価公示法を廃止する旨の修正案が提出され、討論、採決の結果、同修正案は少数

をもって否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十九分散会

出席國務大臣

大藏大臣 愛知 揆一君  
建設大臣 金丸 信君

○朗読を省略した議長の報告

(議長選挙通知)

一、去る二十九日、本院は次のとおり議長を選挙した旨参議院及び内閣に通知した。

(政府委員退任)

一、昨三十日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、去る二十二日付をもって労働省労働局長石黒拓爾は労働事務次官に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨三十日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 増岡 博之君(理事森下元晴君昨三十日委員辞任につきその補欠)

一、昨三十日、懲罰委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 田邊 誠君(理事山本幸一君昨三十日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 松本 十郎君 補欠 前尾繁三郎君

外務委員

辞任 加藤 紘一君 補欠 倉石 忠雄君  
倉石 忠雄君 補欠 加藤 紘一君

決算委員

辞任 前尾繁三郎君 補欠 中村 梅吉君

議院運営委員

辞任 倉石 忠雄君 補欠 羽田 孜君  
羽田 孜君 補欠 倉石 忠雄君

一、昨三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 越智 伊平君 補欠 船田 直藏君  
近藤 鉄雄君 補欠 船田 中君  
竹中 修一君 補欠 關谷 勝利君  
林 大幹君 補欠 阿部 喜元君  
阿部 喜元君 補欠 林 大幹君  
關谷 直藏君 補欠 越智 伊平君  
關谷 勝利君 補欠 竹中 修一君  
船田 中君 補欠 近藤 鉄雄君

大藏委員

辞任 山中 貞則君 補欠 渡海元三郎君  
増本 一彦君 補欠 紺野与次郎君  
紺野与次郎君 補欠 増本 一彦君

文教委員

辞任

高見 三郎君 補欠 有田 喜一君  
山口 鶴男君 補欠 成田 知巳君  
有田 喜一君 補欠 高見 三郎君  
成田 知巳君 補欠 山口 鶴男君

運輸委員

辞任 阿部 喜元君 補欠 梶山 静六君  
關谷 勝利君 補欠 小沢 一郎君  
井岡 大治君 補欠 石橋 政嗣君  
紺野与次郎君 補欠 増本 一彦君  
玉置 一徳君 補欠 河村 勝君  
小沢 一郎君 補欠 關谷 勝利君  
梶山 静六君 補欠 阿部 喜元君  
石橋 政嗣君 補欠 井岡 大治君  
増本 一彦君 補欠 紺野与次郎君

通信委員

辞任 米田 東吾君 補欠 小林 進君  
小林 進君 補欠 米田 東吾君

建設委員

辞任 船田 直藏君 補欠 奥田 敬和君  
船田 中君 補欠 小沢 恵三君  
中村 茂君 補欠 佐々木更三君  
小沢 恵三君 補欠 船田 中君  
奥田 敬和君 補欠 船田 直藏君  
佐々木更三君 補欠 中村 茂君

予算委員

辞任 有田 喜一君 補欠 高見 三郎君  
小林 進君 補欠 米田 東吾君  
河村 勝君 補欠 春日 一幸君  
高見 三郎君 補欠 有田 喜一君  
米田 東吾君 補欠 小林 進君

決算委員

米田 東吾君 補欠 小林 進君

懲罰委員

辞任

船葉 誠一君 補欠 江田 三郎君  
森下 元晴君 補欠 増岡 博之君

議院運営委員

辞任 石橋 政嗣君 補欠 井岡 大治君  
江田 三郎君 補欠 田邊 誠君  
佐々木更三君 補欠 中村 茂君  
成田 知巳君 補欠 山口 鶴男君  
春日 一幸君 補欠 玉置 一徳君  
井岡 大治君 補欠 石橋 政嗣君  
中村 茂君 補欠 佐々木更三君  
山口 鶴男君 補欠 成田 知巳君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辞任 奥田 敬和君 補欠 足立 篤郎君

昭和四十六年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書

一本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和四十六年度一般会計予備費のうち、昭和四十七年一月七日から同年三月二十九日までの間において決定された四四五億四、八〇六万円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたもので、その内訳は、臨時繊維産業特別対策に必要な経費、失業保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、河川等災害復旧事業等に必要な経費等四十件である。

なお、同年度一般会計予備費の予算額は九五〇億円、このうち、昭和四十六年四月二十七

昭和四十八年五月三十一日 衆議院會議録第三十九号 議案に関する報告書

日から同年十二月二十八日までの間において決定された四六九億二六八万円の使用については、第六十八回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由  
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。  
右報告する。

昭和三十八年五月十一日  
決算委員長 宇都宮徳馬  
衆議院議長 中村 梅吉殿

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書

一 本件の趣旨  
本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和四十六年度特別会計予備費のうち、昭和四十七年二月四日から同年三月二十九日までの間において決定された五〇三億九、五四〇万二千円の使用につき、国会の事後承諾を求めると提出されたもので、その内訳は、失業保険特別会計における失業保険給付金の不足を補うために必要な経費、郵便貯金特別会計における仲裁裁定の実施等に伴う郵政事業特別会計への繰入れ等に必要経費等十二特別会計の十四件である。

なお、同年度特別会計予備費の予算総額は六、〇五六億一、三二八万六千円で、このうち、昭和四十六年八月六日から同年十二月二十四日までの間において決定された二一億八三四万八千円の使用については、第六十八回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由  
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。  
右報告する。

昭和四十八年五月十一日

決算委員長 宇都宮徳馬  
衆議院議長 中村 梅吉殿

昭和四十六年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書(承諾を求めの件)に関する報告書

一 本件の趣旨  
本件は、昭和四十六年度特別会計予算総則第十条の規定に基づき、経費の増額について予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めると提出されたもので、その内容は、昭和四十七年三月二十八日に郵政事業特別会計における業績賞与に必要な経費として六三億六、七七五万円の増額をしたものである。

昭和三十八年五月十一日  
決算委員長 宇都宮徳馬  
衆議院議長 中村 梅吉殿

昭和四十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書

一 本件の趣旨  
本件は、昭和四十六年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、経費の増額について予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めると提出されたもので、その内容は、昭和四十七年二月十日から同年三月二十八日までの間に、郵政事業特別会計における仲裁裁定の実施等に必要経費、郵便貯金特別会計における仲裁裁定の実施等に伴う郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費及び支払利子に必要な経費等として六特別会計の八件につき三七三億七、九三七万一千円の増額をしたものである。

二 本件の議決理由  
本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。  
右報告する。

昭和三十八年五月十一日  
決算委員長 宇都宮徳馬  
衆議院議長 中村 梅吉殿

昭和三十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めの件)に関する報告書

一 本件の趣旨  
本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和四十七年度一般会計予備費の予算額一、一〇〇億円のうち、昭和四十七年四月十四日から同年十二月二十八日までの間において決定された六一七億五、四七八万九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めると提出されたもので、その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要な経費、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、沖縄における通貨等切替のための特別給付金の支払に必要な経費等六十二件である。

昭和三十八年五月十一日  
決算委員長 宇都宮徳馬  
衆議院議長 中村 梅吉殿

昭和四十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めの件)に関する報告書

一 本件の趣旨  
本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和四十七年度特別会計予備費の予算総額七、五八八億四、八三三万九千円のうち、昭和四十

七年五月四日から同年十二月十九日までの間において決定された三五四億六二三四万四千円の使用につき、国会の事後承諾を求めると提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計内米管理勘定における指定銘柄米奨励金及び自主流通米流通促進奨励金の交付に必要な経費及び輸入食糧管理勘定における輸入食糧の買入れに必要な経費、貴金属特別会計における金地金の購入に必要な経費等七特別会計の十二件である。

二 本件の議決理由  
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。  
右報告する。

昭和三十八年五月十一日  
決算委員長 宇都宮徳馬  
衆議院議長 中村 梅吉殿

昭和四十七年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めの件)に関する報告書

一 本件の趣旨  
本件は、昭和四十七年度特別会計予算総則第十条の規定に基づき、経費の増額について予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めると提出されたもので、その内容は、昭和四十七年八月四日から同年十二月十九日までの間に、貴金属特別会計における金地金の購入に必要な経費、治水特別会計治水勘定における河川事業等に必要経費及び特定多目的ダム建設工事勘定における福地川福地ダム建設工事に必要な経費等七特別会計の十五件について二八三億七、五六六万八千円の増額をしたものである。

二 本件の議決理由  
本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。  
右報告する。

昭和四十八年五月十一日

決算委員長 宇都宮徳馬

衆議院議長 中村 梅吉殿

昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総  
調書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき、提出されたもので、同条第二項による昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為限度額三〇〇億円のうち、昭和四十七年二月十日、昭和四十六年発生河川等災害復旧事業費補助等八件について一四九億六、一〇〇万円の限度で債務負担行為をすることとしたものである。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。

昭和四十八年五月十一日

決算委員長 宇都宮徳馬

衆議院議長 中村 梅吉殿

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、アフリカ開発基金に参加するために必要な措置を講じ、及びアフリカ開発基金を設立する協定の円滑な履行を確保することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 政府は、アフリカ開発基金に対し、協定に規定する計算単位による千五百万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができることとする。
- 2 政府は、基金に対して出資する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資することができるものとし、当該国債の発行条

件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずるものとする。

3 基金の保有する本邦通貨その他の資金の寄託所としての業務は日本銀行が行なうものとする。

二 議案の可決理由

本案は、わが国とアフリカ諸国との間の友好関係をより一層増進するに大きく寄与するものとして適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十八年度国債整理基金特別会計予算において十五億四千万円を計上している。

昭和四十八年五月十一日

大蔵委員長 鴨田 宗一

衆議院議長 中村 梅吉殿

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における中小企業の状況に即応して中小企業金融制度の整備改善を図るため、相互銀行、信用金庫連合会及び信用協同組合の業務又は事業の範囲を拡充するほか、信用金庫の会員資格の要件を緩和する等の措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

- 1 相互銀行法の改正  
相互銀行が外国為替取引を行なうことができるようにするとともに、相互銀行の同一人に対する融資限度をその銀行の自己資本の額の百分の十に相当する金額から百分の二十に相当する金額とする。
- 2 信用金庫法の改正  
信用金庫の会員資格のうち、資本または出資の額の限度を、中小企業の実態に即し、現

行の一億円から二億円に引き上げる。

このほか、信用金庫連合会の業務に、会員である信用金庫以外の者からの預金の受入れ、有価証券の払込金の受入れ等の取扱及び公庫等の業務の代理を加える。

また、同連合会の専任役員の数を増やすこととする。

3 中小企業等協同組合法の改正

信用協同組合及び信用協同組合連合会が行なうことができる代理業務の範囲を拡大する。

また、信用協同組合の預金及び定期積金の総額の百分の二十を限度として、当該信用協同組合の組合員以外の者の預金及び定期積金を受け入れることができることとする。

4 協同組合による金融事業に関する法律の改正

信用協同組合の検査について、都道府県知事の要請があつた場合には、大蔵大臣もこれを行なうことができることとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における中小企業の情勢の変化に対処し、中小企業金融の円滑化に資するものとして、適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十八年五月三十日

大蔵委員長 鴨田 宗一

衆議院議長 前尾繁三郎殿

地価公示法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における土地取引の実情にかんがみ、地価の公示を行なう区域を市街化区域から都市計画区域に拡大する等所要の改正を行なうとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 地価公示の対象区域を市街化区域から都市

計画区域に拡大するものとする。

2 都市及びその周辺の地域等において、土地取引を行なう者は、公示価格を指標として取引を行なうよう努めなければならないものとする。

3 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、適正な地価の形成を図るための措置として、妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、日本社会党福岡義登君より地価公示法を廃止する旨の修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

昭和四十八年五月三十日

建設委員長 服部 安司

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院会議録第三十七号中正訳

ハシ 段行 誤

六三 一 末三 統制令が、 統制額が、 正

昭和四十八年五月三十一日 衆議院會議録第三十九号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

○ 定価 一部 五十円  
 (送料別)

発行所  
 東京都港区赤坂奥町二番地 郵便番号一〇七  
 大蔵省印刷局  
 電話 東京 五八二 四四二一(大)